（前のページより続き）

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　財務省
〔資　料〕
閣議決定等事項　一三
〔公　告〕
諸事項　一三
官庁
適格機関投資家、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、前払式証票発行者の発行保証金に係る配当表関係　一三
裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、再生関係　一四
会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一七七号）（厚生労働省）

一　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった災害が平成二一年三月三一日以前に発生したものである場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による介護料の月額等について、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用等を考慮した額となるようにすることとした。（第五七条の二第二項～第一〇項関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった災害が平成二一年三月三一日以前に発生したものである場合には、賃金水準の変動に応じた額となるようにすることとした。（第一一六条第一項関係）

三　この政令は、平成二二年八月一日から施行することとした。

政　令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年七月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百七十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正

第一条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（船員保険の職務上の事由による保険給付及び失業等給付に関する経過措置）

第五十七条の二　平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付（平成二十二年改正前船員保険法附則第五項及び第六項の規定が適用される保険給付に限る。）に係る第一条の規定による改正前の船員保険法施行令の規定の適用については、同令第四十条中「平成二十一年八月」とあるのは「平成二十二年八月」と、同条の表中「平成二十年三月三十一日」とあるのは「平成二十一年三月三十一日」と、同令別表第三中「二五・〇三」とあるのは「二四・六八」と、「二二・〇五」とあるのは「二一・七四」と、「二〇・八一」とあるのは「二〇・五二」と、「一九・九〇」とあるのは「一九・六二」と、「一八・七七」とあるのは「一八・五一」と、「一八・一二」とあるのは「一七・八七」と、「一七・八六」とあるのは「一七・六一」と、「一六・七七」とあるのは「一六・五四」と、「一五・七八」とあるのは「一五・五六」と、「一四・一二」とあるのは「一三・九二」と、「一二・七〇」とあるのは「一二・五二」と、「一一・四五」とあるのは「一一・二九」と、「一〇・三四」とあるのは「一〇・一九」と、「九・四六」とあるのは「九・三二」と、「八・五八」とあるのは「八・四六」と、「七・七三」とあるのは「七・六二」と、「六・八四」とあるのは「六・七五」と、「五・九八」とあるのは「五・九〇」と、「五・一四」とあるのは「五・〇七」と、「四・五一」とあるのは「四・四五」と、「三・九〇」とあるのは「三・八五」と、「三・二九」とあるのは「三・二四」と、「二・六四」とあるのは「二・六一」と、「二・二五」とあるのは「二・二二」と、「二・〇二」とあるのは「一・九九」と、「一・八五」とあるのは「一・八二」と、「一・七五」とあるのは「一・七三」と、「一・六五」とあるのは「一・六二」と、「一・五六」とあるのは「一・五四」と、「一・四九」とあるのは「一・四七」と、「一・四二」とあるのは「一・四〇」と、「一・三八」とあるのは「一・三六」と、「一・三四」とあるのは「一・三二」と、「一・二九」とあるのは「一・二八」と、「一・二六」とあるのは「一・二五」と、「一・二三」とあるのは「一・二二」と、「一・一九」